

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十九年一月六日から同年五月八日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

平成二十九年一月六日

奈良県知事 荒井 正 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 サンタウンプラザひかり館
所在地 奈良市右京一丁目一―二ほか二筆

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）サンタウンプラザひかり館
（変更後）サンタウンプラザひかり館

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）名称 関西文化学術研究都市センター株式会社
住所 奈良市右京一丁目三番地の四
代表者 横山 哲郎

（変更後）名称 関西文化学術研究都市センター株式会社
住所 奈良市右京一丁目三番地の四
代表者 稲垣 満宏

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）名称 株式会社関西ケーズデンキ
住所 茨城県水戸市柳町一丁目一三番二〇号
代表者 日下 幸一郎

（変更後）名称 株式会社関西ケーズデンキ
住所 茨城県水戸市柳町一丁目一三番二〇号
代表者 杉本 正彦

三 変更年月日

1 大規模小売店舗の名称

平成二十八年六月二十四日

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

平成二十八年六月二十四日

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

平成二十六年六月二十三日

四 届出年月日

平成二十八年八月三十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成二十九年一月六日から同年五月八日まで。ただし、奈良県の休日を含める条例

（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで